

【別添3】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業(基準単価)

基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)						
助成対象			(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業			
事業所・施設等の種別(※1)			(2) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があつた者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ)に対応した介護サービス事業所・施設等(17を除く)			
			(3) 感染者等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(①、②の場合を除く)			
			(4) 施設内療養を行った高齢者施設等			
			(5) (ア)以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスを含む)、短期入所系サービス事業所(19及び20の宿泊サービスを含む)、介護施設等)			
			(6) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等			
			(7) 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所(※3)			
			(8) 感染者等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(①、②の場合を除く)			
			(9) (通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であつて、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合に限る)			
			(10) 各サービス共通			
			(11) 各サービス共通			
通所系	1	通常規模型	537	/事業所	537	/事業所
	2	通所介護事業所 大規模型(Ⅰ)	684	/事業所	684	/事業所
	3	大規模型(Ⅱ)	889	/事業所	889	/事業所
訪問系	4	地域密着型通所介護事業所(般養生所介護事業所を含む)	231	/事業所	231	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所	226	/事業所	226	/事業所
	6	通所リハビリテーション事業所 通常規模型	564	/事業所	564	/事業所
短期入所系	7	通所リハビリテーション事業所 大規模型(Ⅰ)	710	/事業所	710	/事業所
	8	大規模型(Ⅱ)	1,133	/事業所	1,133	/事業所
	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	27	/定員	-	13 /定員
多機能型	10	訪問介護事業所	320	/事業所	-	160 /事業所
	11	訪問入浴介護事業所	339	/事業所	-	169 /事業所
	12	訪問看護事業所	311	/事業所	-	156 /事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所	137	/事業所	-	68 /事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508	/事業所	-	254 /事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所	204	/事業所	-	102 /事業所
	16	居宅介護支援事業所	148	/事業所	-	74 /事業所
	17	福祉用具貸与事業所	-	/事業所	-	282 /事業所
	18	居宅療養管理指導事業所	33	/事業所	-	16 /事業所
入所施設・居住系	19	小規模多機能型居宅介護事業所	475	/事業所	-	237 /事業所
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所	638	/事業所	-	319 /事業所
	21	介護老人福祉施設	38	/定員	-	19 /定員
対象経費	22	地域密着型介護老人福祉施設	40	/定員	-	20 /定員
	23	介護老人保健施設	38	/定員	-	19 /定員
	24	介護医療院	48	/定員	-	24 /定員
助成額	25	介護療養型医療施設	43	/定員	-	21 /定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所	36	/定員	-	18 /定員
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービ ス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37	/定員	-	19 /定員
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービ ス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35	/定員	-	18 /定員
	29	○(ア)(1)及(ア)(2)に該当する事業所・施設等の場合は 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ①職員の賃金等による費用(以下同じ)介護人材の確保 ②職員の賃金等による費用(以下同じ)介護人材の確保 ③介護人材の雇用手当、賃金等による費用(以下同じ) ④介護人材の雇用手当による費用(以下同じ) ⑤感染者又は感染者と接触があつた者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 ⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑦通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑧通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑨通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑩通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑪通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑫通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑬通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑭通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑮通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑯通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑰通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑱通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑲通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ⑳(ア)(3)に該当する施設等の場合は 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ○職員の賃金等による費用(以下同じ)介護人材の確保 ①職員の賃金等による費用(以下同じ)介護人材の確保 ②一定の要件に該当する費用(検査費用(別添1のとおり)、介護施設等に限る)	【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ①通所系サービスの代替サービス提供に係る費用 ②介護人材の確保に係る費用 ③介護人材の確保に係る費用 ④介護人材の確保に係る費用 ⑤緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑥緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑦緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑧緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑨緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑩緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑪緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑫緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑬緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑭緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑮緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑯緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑰緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑱緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑲緊急型雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑳(ア)(4)に該当する高齢者施設等の場合は 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ○職員の賃金等による費用(以下同じ)介護人材の確保 ①職員の賃金等による費用(以下同じ)介護人材の確保 ②一定の要件に該当する費用(検査費用(別添2のとおり)、高齢者施設等に限る)	【逆挑戦により緊急時の人材確保支援を行なうための費用】 ○感染症が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護 ①職員の賃金等による費用(以下同じ) ②感染症が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための ③感染症が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための ④緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑤緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑥緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑦緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑧緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑨緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑩緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑪緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑫緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑬緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑭緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑮緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑯緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑰緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑱緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑲緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑳(ア)(5)について、代賃サービス提供期間の分に限る	【逆挑戦により緊急時の人材確保支援を行なうための費用】 ○感染症が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護 ①職員の賃金等による費用(以下同じ) ②感染症が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための ③感染症が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための ④緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑤緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑥緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑦緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑧緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑨緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑩緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑪緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑫緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑬緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑭緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑮緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑯緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑰緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑱緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑲緊急雇用手当による費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ⑳(ア)(6)について、代賃サービス提供期間の分に限る	
			(20) (ア)(3)に該当する施設等の場合は 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ○職員の賃金等による費用(以下同じ)介護人材の確保 ①職員の賃金等による費用(以下同じ)介護人材の確保 ②一定の要件に該当する費用(検査費用(別添1のとおり)、介護施設等に限る)			
			(21) (ア)(4)に該当する高齢者施設等の場合は 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ○職員の賃金等による費用(以下同じ)介護人材の確保 ①職員の賃金等による費用(以下同じ)介護人材の確保 ②一定の要件に該当する費用(検査費用(別添2のとおり)、高齢者施設等に限る)			
			・1事業所・施設等につき、(1)(ア)、(1)(イ)、(1)(ウ)それそれ基準単価まで助成することができる。 ・令和5年4月1日以降に支給された割増賃金・手当(以下、「新型コロナウイルス感染症」の対応による業務手当)については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助額とする。 ・月額による支給の場合は、月額あたり2万円を補助額とする。 ・事業所・施設などごみを運搬する業務手当(月額あたり2万円)を補助額とする。 なお、(1)(ア)に該当する高齢者施設等については、(1)(ア)①を除く及び(1)(ウ)の事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合には、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができます。			
			※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているもので、休業中のものを含む。また、 ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により助成する。 ・介護予防・日常生活支援合宿事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護施設等は居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により助成する。 ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規格区分であり、助成の申請時点で判断すること。			
			※2 「通所介護事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行なった事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて(第2回)」(令和2年2月24日厚生労働省令第2号)による。 ・扶養課題、老人保健課題等の扶養課題(別添1の2)に基づくサービス提供を行なっている事業所を指す。			
			※3 「自家的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所介護事業所が※2の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。			

*1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているもので、休業中のものを含む。また、

・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により助成する。

・介護予防・日常生活支援合宿事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護施設等は居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により助成する。

・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規格区分であり、助成の申請時点で判断すること。

*2 「通所介護事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行なった事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて(第2回)」(令和2年2月24日厚生労働省令第2号)による。

・扶養課題、老人保健課題等の扶養課題(別添1の2)に基づくサービス提供を行なっている事業所を指す。

*3 「自家的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所介護事業所が※2の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。